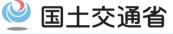
# 事務局提出資料



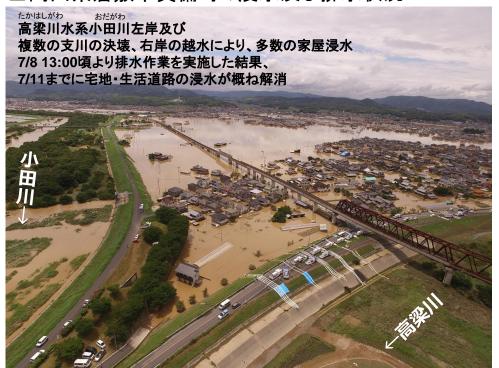
# 平成30年7月豪雨による一般被害の概要



- 〇 平成30年7月豪雨により、西日本を中心に、広域的かつ同時多発的に、河川の氾濫、内水氾濫、土石流等が発生。
- 〇 これにより、死者224名、行方不明者8名、住家の全半壊等21,460棟、住家浸水30,439棟の極めて甚大な被害が広範囲で発生。\*1
- 避難指示(緊急)は最大で915,849世帯・2,007,849名に発令され、その際の避難勧告の発令は985,555世帯・2,304,296名に上った。\*\*2

  \*\* 広島県については、避難指示(緊急)(1,553 地区)、避難勧告(128 地区)及び
  避難準備・高齢者等避難開始(2地区)を合算して 818,222 世帯、1,837,005 名に発令
- 断水が最大263,593戸発生するなど、ライフラインにも甚大な被害が発生。\*3
  - ※1:消防庁「平成30年7月豪雨及び台風第12号による被害状況及び消防機関等の対応状況(第58報)」(平成30年11月6日)
  - ※2:内閣府「平成30年台風第7号及び前線等による被害状況等について(平成30年7月8日6時00分現在)」
  - ※3:内閣府「平成30年台風第7号及び前線等による被害状況等について(平成30年10月9日17時00分現在)」

## ■岡山県倉敷市真備町の浸水及び排水状況



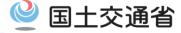
## ■各地で土砂災害が発生



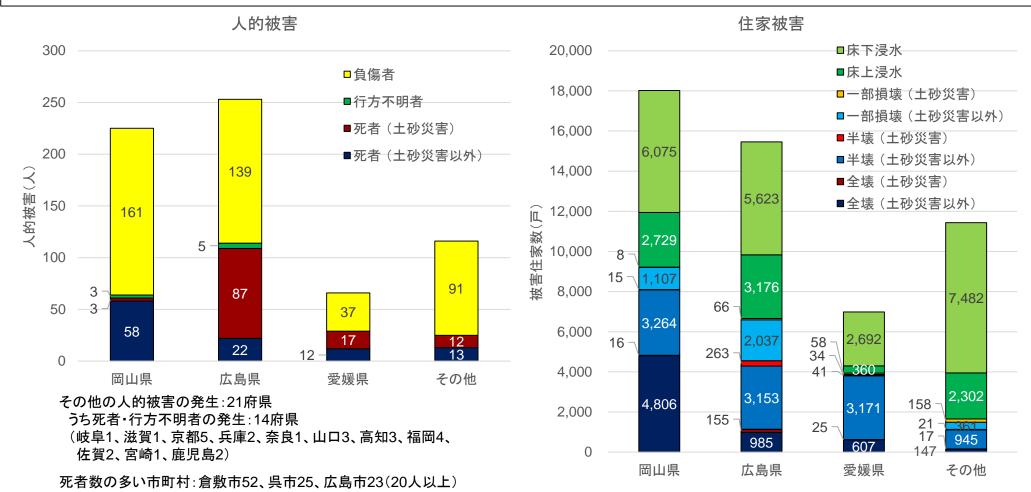




# 平成30年7月豪雨による一般被害の特徴

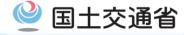


- 岡山県、広島県、愛媛県を中心に、広範囲な地域が被災。
- 〇 人的被害では、広島県で死者・行方不明者が最も多く発生。広島県と愛媛県では負傷者数に対する死者・行 方不明者数の比率と死者に占める土砂災害によるものの割合が高い。
- 〇 住家被害では、岡山県で損壊戸数・浸水戸数とも多く、損壊戸数に占める全壊の割合が高い。



内閣府「平成30年7月豪雨による被害状況等について(平成30年10月9日17:00現在)」及び消防庁「平成30年7月豪雨及び台風第12号による被害状況及び消防機関等の対応状況(第58報)」より作成 ※死者数及び家屋損壊数は、全数は消防庁発表、土砂災害によるものは国交省発表。土砂災害以外によるものは全数と土砂災害によるものの差

# 居住誘導区域の設定におけるレッドゾーン等の取扱い①



# 居住誘導区域に含まないこととされている区域(都市再生特別措置法第81条第14項等)

## ★市街化調整区域

- ▶建築基準法第三十九条第一項に規定する災害危険区域のうち、同条第二項の規定に基づく条例により住 居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域
- >農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域又は農地法第五条第二 項第一号口に掲げる農地若しくは採草放牧地の区域
- ▶自然公園法第二十条第一項に規定する特別地域
- ▶森林法第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林の区域
- ▶自然環境保全法第十四条第一項に規定する原生自然環境保全地域又は同法第二十五条第一項に規定 する特別地区
- ⇒森林法第三十条若しくは第三十条の二の規定により告示された保安林予定森林の区域、同法第四十一 条の規定により指定された**保安施設地区**又は同法第四十四条において準用する同法第三十条の規定に より告示された**保安施設地区**に予定された地区

#### 【都市再生特別措置法】

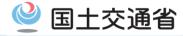
第81条 (市町村は、都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内の区域について、都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進 施設(医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与す るものをいう。以下同じ。)の立地の適正化を図るための計画(以下「立地適正化計画」という。)を作成することができる。

#### 2~13 (略)

15~19 (略)

14 第二項第二号の居住誘導区域は、立地適正化計画の区域における人口、土地利用及び交通の現状及び将来の見通しを勘案して、良好な 居住環境が確保され、公共投資その他の行政運営が効率的に行われるように定めるものとし、都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整 区域(以下「市街化調整区域」という。)、建築基準法第三十九条第一項に規定する災害危険区域(同条第二項の規定に基づく条例により住居の用 2 に供する建築物の建築が禁止されているものに限る。)その他政令で定める区域については定めないものとする。

# 居住誘導区域の設定におけるレッドゾーン等の取扱い②



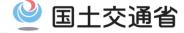
# 原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域(運用指針)

- *➢<mark>津波災害特別警戒区域</mark>*
- ⇒災害危険区域(建築基準法第三十九条第一項に規定する災害危険区域のうち、同条第二項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域を除く)
- ⇒地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項に規定する地すべり防止区域
- ➤急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項に規定する<br/>急傾<br/>
  <u>斜地崩壊危険区域</u>

原則として、災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備の見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域(運用指針)

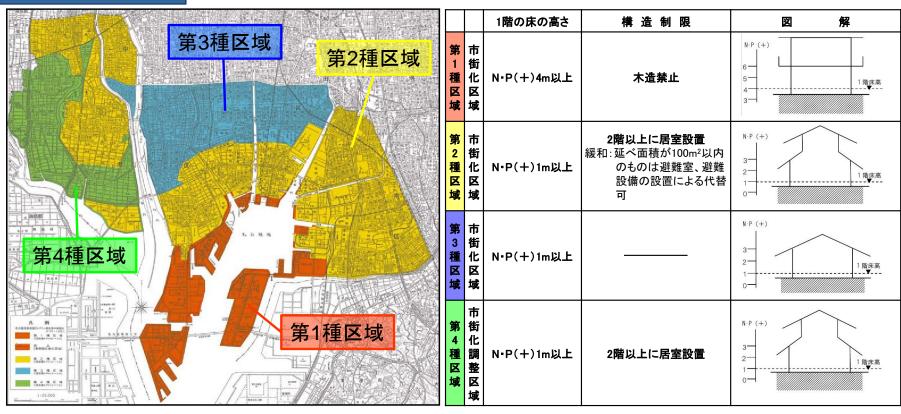
- ▶土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域
- ▶津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項に規定する
  津波災害警戒区域
- ▶水防法(昭和24年法律第193号)第15条第1項第4号に規定する
- ▶特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第32条第1項に規定する都市洪水想定区域及び 同条第2項に規定する都市浸水想定区域
- ▶土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項に規定する基礎調査、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に規定する津波浸水想定における浸水の区域及びその他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域

# 災害危険区域の概要



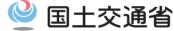
○ 地方公共団体は、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として条例で指定し、住居の用に供する建築の禁止等、建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものを当該条例で定めることができる。※建築基準法第39条に基づき、地方公共団体が条例で指定。※砂防事業や防波機能の整備等により危険が除去された場合には区域の解除可能。※構造制限など一定の基準を満たせば建築可能なケースも多く、また既存建築物の存続自体を禁ずるものでもない。

## 指定事例(愛知県名古屋市)



# 指定箇所数

22,640か所(平成30年4月1日時点)



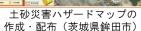
○ 土砂災害防止法は、<u>国民の生命及び身体を保護するため</u>、土砂災害が発生するお それのある土地の区域を明らかにし、当該区域内で警戒避難体制の整備や、ハザー ドマップの配布、一定の開発行為の制限、建築物の構造の規制等のソフト対策を推 進することを目的としています。

## 土砂災害警戒区域(イエローゾーン)

<u>土砂災害による被害を防止・軽減するため、危</u> <u>険の周知、警戒避難体制の整備</u>を行う区域

- ➤ 警戒避難体制の整備【市町村等】
- ➤ ハザードマップの配布【市町村等】
- ➤ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等【施設管理者】





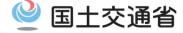


住民による土砂災害 ハザードマップ確認状況 (鹿児島県垂水市)

## 土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)

避難に配慮を要する方々が利用する要配慮者利用施設等が新たに土砂災害の危険性の高い区域に立地することを未然に防止するため、開発段階から規制していく必要性が特に高いものに対象を限定し、特定の開発行為を許可制とするなどの制限や建築物の構造規制等を行う区域。

- ➤ 特定開発行為に対する制限【都道府県】
- ➤ 建築物の構造規制【都道府県または市町村】
- ➤ 建築物の移転等の勧告【都道府県】】



# <土砂災害警戒区域>

## 土石流

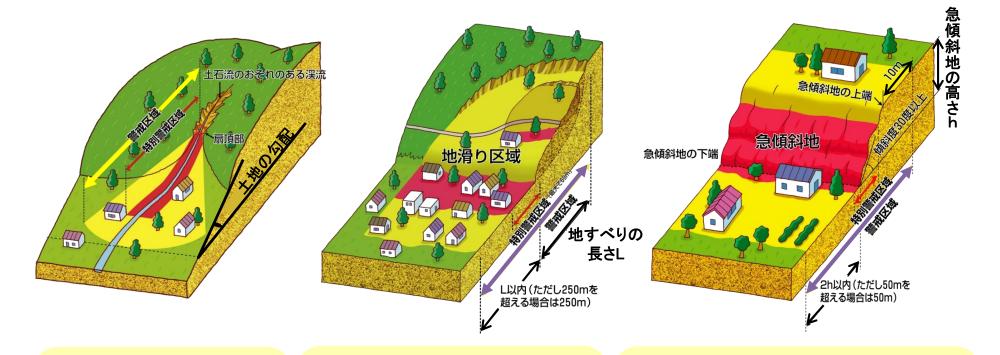
※山腹が崩壊して生じた土石等又は 渓流の土石等が一体となって流下する 自然現象

## 地滑り

※土地の一部が地下水等に起因して滑る自 然現象又はこれに伴って移動する自然現象

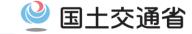
# 急傾斜地の崩壊

※傾斜度が30°以上である土地が崩壊する自然現象



- ・土地の勾配2度以上
- ・地滑りの長さの2倍以内
- ※1 ただし250mを越える場合は250m
- ・急傾斜地の上端から10m
- ・急傾斜地の下端から高さの2倍以内
- ※2 ただし50mを越える場合は50m

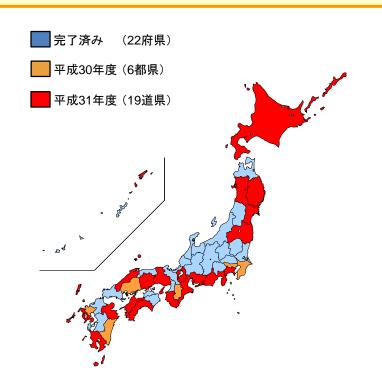
X2



# <土砂災害警戒区域等の指定状況>

- 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域は、全国約66万区域(推計)のうち、およそ9割に相 当する約57万5千区域の基礎調査が完了※
- そのうち特別警戒区域についても、22府県で基礎調査が完了。順次指定を進めており、14府県 で指定が完了※した。
- 防災・安全交付金の重点配分など、各都道府県の取組を積極的に支援し、平成31年度末まで に確実に基礎調査を完了させる。 ※いずれも平成29年度末時点

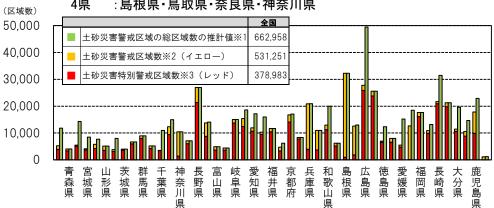
## 基礎調査の完了予定年度(平成30年3月31日時点)



#### 土砂災害警戒区域等の指定状況(平成30年3月31日時点)

- 土砂災害警戒区域 及び 土砂災害特別警戒区域の指定完了 14府県 :青森県·山梨県·福岡県·群馬県·栃木県·石川県·山形県 岐阜県・福井県・大阪府・山口県・長野県・茨城県・熊本県
- 土砂災害警戒区域の指定が完了

:島根県・鳥取県・奈良県・神奈川県



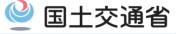
#### ※1. 土砂災害警戒区域の総区域数の推計値

都道府県により推計した、土砂災害警戒区域の総数。平成30年3月末時点の値であり、基礎調査の進捗に伴い変更の可能性がある。

土砂災害が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。 ハザードマップや住民の避難計画の作成が市町村に義務付けられる。

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物の損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が 生ずるおそれがあると認められる土地の区域。 宅地開発行為等の規制、建築物の構造規制などが行われる。

# 地すべり等防止法



地すべり等防止法は、地すべり及びぼた山の崩壊による被害を除却し、又は軽減するため、 地すべり及びぼた山の崩壊を防止し、もつて国土の保全と民生の安定に資することを目的と する。

地すべり防止区域とは、以下のいづれかに該当する土地(主務大臣の指定による)

- ①地すべりしている区域又は地すべりするおそれの極めて大きい区域
- ②①に隣接する地域のうち、①の区域の地すべりを助長・誘発するおそれの極めて大きいもの

指定により、行為の制限※1、地すべり防止工事の施行、地すべり防止区域の管理が行われる。 (※1)地下水を誘発し、地下水を増加するもの、地下水の排出施設の機能を阻害するものなど一定の行為は都道府県知 事の許可が必要。

<例:地すべり防止区域の指定および対策工>





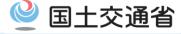








# 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律



- 急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置を講じ、もって民生の安定と国土の保全とに資することを目的とする。
- 急傾斜地崩壊危険区域とは、以下のいづれかに該当する区域(都道府県知事の指定による) ①崩壊により相当数の居住者に危害の生じるおそれがある急傾斜地(※1)
- ②隣接区域のうち、崩壊が助長、誘発されないよう、有害行為を制限する必要がある土地

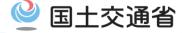
指定により、行為の制限(※2)、崩壊防止工事の施行等が行われる。

- (※1)傾斜度が30度以上である土地(第2条第1項)
- (※2)切土、盛土などの一定の行為は都道府県知事の許可が必要。

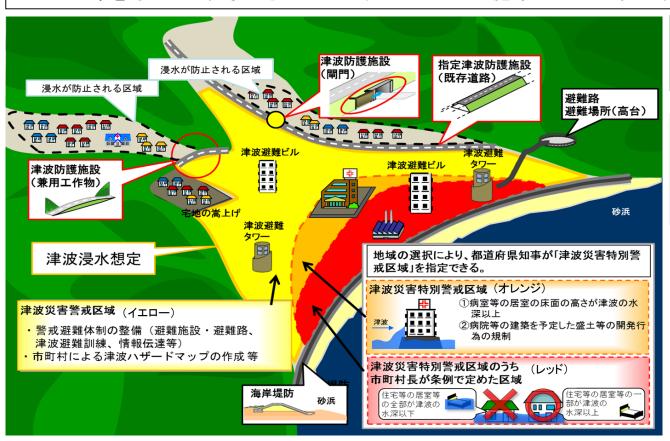
# <例: 急傾斜地崩壊危険区域の指定および対策工>



# 津波防災地域づくりに関する法律(津波防災地域づくり法)



○ 津波防災地域づくり法(平成23年)では、東日本大震災の様な大規模な津波災害が発生した場合でも、なんとしても人命を守るという考え方に基づき、ハード・ソフト施策の適切な組み合わせにより、減災のための対策を実施



# 指定状況(平成31年度末現在)

- 津波災害警戒区域(イエロー) :12道府県で指定
- 津波災害特別警戒区域(オレンジ) :1県で指定
- 津波災害特別警戒区域のうち条例で定める区域(レッド)

:指定なし

#### 基本指針の公表 [国土交通省: 義務]

○ 基本的な事項、基礎調査、津波浸水想定、推進計画、 (特別)警戒区域に関する事項を公表



#### 津波浸水想定の公表 [都道府県: 義務]

- 基本指針に基づき、浸水想定設定のための基礎調査 (陸域・海域の地形、地質、土地等の調査)を実施
- 基礎調査の結果を踏まえ、津波があった場合の浸水の 区域と水深を公表



#### 津波災害警戒区域の公表「都道府県: 任意]

- 〇 あらかじめ関係市町村の意見を聴取
- 津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合に警戒避 難体制を特に整備すべき区域と基準水位を公表

#### 津波災害特別警戒区域の公表 [都道府県: 任意]

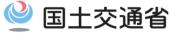
- 〇 あらかじめ区域の案を公告・縦覧
- 住民等の意見を添えて、関係市町村の意見を聴取
- 津波災害警戒区域のうち、一定の開発行為、建築等 を制限すべき区域を公表

#### 市町村の条例で定める区域の設定[市町村:任意]

- ○あらかじめ都道府県と協議
- 津波特別警戒区域のうち、円滑・迅速な避難を確保できない区域を設定

-1-

#### 水防法 浸水想定区域(洪水)



- 水防法(昭和24年法律第193号)は、洪水又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれに因る被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを 目的として制定されている。
- 平成13年の水防法改正により、適切な避難場所の設定等の円滑かつ迅速な避難等のための措置を講じること等の一層効果的な住民の避難の確保 を図ること等を目的に、洪水に係る浸水想定区域制度を創設。
- 国又は都道府県は、洪水予報河川または水位周知河川について、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を「洪水浸水想定区域」に指定 し、浸水が想定される区域、水深を示した洪水浸水想定区域図を公表。
- 平成27年の水防法改正により、現行の洪水に係る浸水想定区域について、想定し得る最大規模の洪水に係る区域に拡充して公表するとともに、想定 し得る最大規模の雨水出水・高潮に係る浸水想定区域を公表する制度を創設。

住民への周知

#### 〇洪水予報・水位周知河川、洪水浸水想定区域に関する制度概要

洪水予報河川(大臣又は知事が指定)	水位周知河川(大臣又は知事が指定)
(国土交通大臣) 二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が 大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるお それがある河川 (都道府県知事) 国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河 川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川	(国土交通大臣) 国土交通大臣が指定した洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川 (都道府県知事) 国土交通大臣又は都道府県知事が指定した洪水予報河川 以外の河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがある 河川
(国土交通大臣) 洪水のおそれがあると認められるときは、気象長官と共同して洪水予報を関係都道府県知事に通知 (都道府県知事) 洪水のおそれがあると認められるときは、気象長官と共同して洪水予報を水防管理者等に通知	(国土交通大臣) 特別警戒水位を定め、河川の水位がこれに達したときは、 その旨を関係都道府県知事に通知 (都道府県知事) 特別警戒水位を定め、河川の水位がこれに達したときは、 その旨を水防管理者等に通知
必要に応じ、報道機関の協力を求めて一般に周知	必要に応じ、報道機関の協力を求めて一般に周知

#### 洪水浸水想定区域(大臣又は知事が指定)

想定される最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定

#### 市町村防災計画への記載(市町村防災会議が作成)

#### 浸水想定区域ごとに、以下の事項を記載

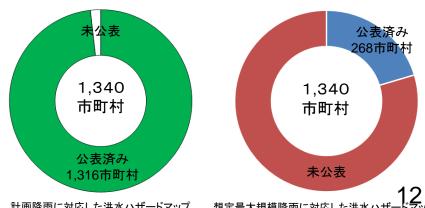
- ・洪水予報等の伝達・避難場所及び避難経路・避難訓練
- ・地下街等、要配慮者施設及び大規模工場等の名称及び所在地・その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

## ○洪水予報、水位周知河川の指定状況と浸水想定区域の公表状況

(平成30年9月末時点)

					1 从50十5万水时杰/	
		洪水予報河川	水位周知河 川	合計	浸水想定区域 (計画規模又は 想定最大)	浸水想定区域 (想定最大)
	国管理河川	298河川	150河川	448河川	448河川	448河川
	都道府県 管理河川	128河川	1,491河川	1,619河川	1,570河川	504河川

#### 〇洪水ハザードマップの作成状況(平成30年9月時点)



計画降雨に対応した洪水ハザードマップ

想定最大規模降雨に対応した洪水ハサ

洪水ハザードマップ(市町村長が作成)

# 水防法 浸水想定区域(高潮)

🥝 国土交通省

- 平成27年に改正された水防法に基づき、都道府県が高潮浸水想定区域の指定に向けて検討中。
- 〇 東京湾、伊勢湾、大阪湾、瀬戸内海、有明海、八代海については概ね5年程度(2020年目途)での指定を目指す。

#### 〇水位周知海岸、高潮出水浸水想定区域に関する制度概要

区分	水位周知海岸(知事又は市町村長が指定)				
水位周知海岸とは	都道府県知事が指定した高潮により相当な損害を生ずるおそれがある海岸				
水位の通知	特別警戒水位を定め、海岸の水位がこれに達したときは、その旨を水防管理者等に通知				
	必要に応じ、報道機関の協力を求めて一般に周知				



#### 高潮浸水想定区域(知事が指定)

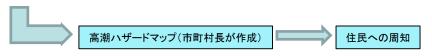
<u>想定される最大規模の高潮により氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定</u>



市町村防災計画への記載(市町村防災会議が作成)

浸水想定区域ごとに、以下の事項を記載

- ・洪水予報等の伝達・避難場所及び避難経路・避難訓練
- ・地下街等、要配慮者施設及び大規模工場等の名称及び所在地・その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項



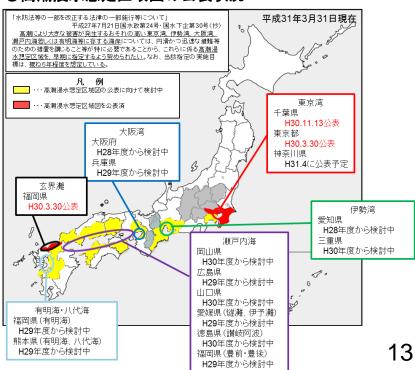
#### 〇マニュアル等

- ・高潮浸水想定区域図作成の手引き(平成27年7月)
- ·高潮特別警戒水位の設定要領(平成27年7月)

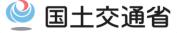
#### 〇水位周知海岸の指定、浸水想定区域図の公表

・各地方公共団体において検討が進められており、平成 30年3月に東京都と福岡県、平成30年11月に千葉県が 高潮浸水想定区域図を公表済。

#### 〇高潮浸水想定区域図の公表状況



# 水防法 浸水想定区域(雨水出水)



- 平成27年に改正された水防法に基づき、都道府県および市町村が雨水出水浸水想定区域の指定に向けて検討中。
- 内水浸水により人命への影響が懸念される地下街等を有する地区がある都市において、概ね5年程度(平成32年度目処)での 指定を目指す。

#### 〇水位周知下水道、雨水出水浸水想定区域に関する制度概要

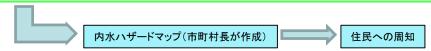
区分	水位周知下水道(知事又は市町村長が指定)				
水位周知下水道とは	都道府県知事又は市町村長が指定した雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがある下水道				
水位の通知	特別警戒水位を定め、下水道の水位がこれに達したときは、その旨を水防管理者等に通知				
	必要に応じ、報道機関の協力を求めて一般に周知				

雨水出水浸水想定区域(知事又は市町村長が指定)

想定される最大規模の降雨により内水氾濫した場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定

市町村防災計画への記載(市町村防災会議が作成)

- 浸水想定区域ごとに、以下の事項を記載
- ・洪水予報等の伝達・避難場所及び避難経路・避難訓練
- ・地下街等、要配慮者施設及び大規模工場等の名称及び所在地・その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項



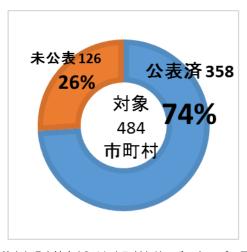
#### 〇マニュアル等

- ・水位周知下水道制度に係る技術資料(平成28年4月)
- ・内水浸水想定区域図作成マニュアル(平成28年4月)

#### 〇水位周知下水道の指定、浸水想定区域の公表

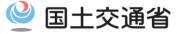
・各地方公共団体において検討が進められており、現在 のところ未指定、未公表。

#### 〇内水ハザードマップの作成状況(平成30年9月時点)



過去に甚大な浸水被害をうけた市町村などハザードマップの早期策定が必要な市町村のうち、ハザードマップ公表済みの市町村(特別区を含む)

# 特定都市河川浸水被害対策法



- 特定都市河川浸水被害対策法は、都市部を流れる河川の流域において、<u>著しい浸水被害が発生</u>し、又はそのおそれがあり、 かつ、<u>河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難な地域</u>について、浸水被害から国民の生命、身体又は 財産を保護するため、当該河川及び地域をそれぞれ<u>特定都市河川及び特定都市河川流域として指定。</u>
- 〇 浸水被害対策の総合的な推進のための<u>流域水害対策計画</u>の策定、河川管理者による<u>雨水貯留浸透施設の整備、雨水の流</u> 出を抑制するための規制、<u>都市洪水想定区域等の指定など</u>、浸水被害の防止のための対策の推進を図る。

# 〇都市洪水想定区域の指定

流域水害対策計画において定められた都市洪水(河川のはん濫)の発生を防ぐべき目標となる降雨が生じた場合の

- ・ 都市洪水が発生した時の円滑かつ迅速な避難を確保する
- ・ 都市洪水による被害の軽減を図る

ことを目的として、特定都市河川のはん濫による都市洪水が想定される区域を、都市洪水想定区域として指定。

ただし、特定都市河川が水防法に基づく洪水予報河川及び水位周知河川である場合を除く。

## ○都市浸水想定区域の指定

流域水害対策計画において定められた都市浸水(内水による 溢水又は湛水等の浸水)の発生を防ぐべき目標となる降雨が 生じた場合の。

- 都市浸水が発生した時の円滑かつ迅速な避難を確保する
- 都市浸水による被害の軽減を図る

ことを目的として、都市浸水が想定される区域を、都市浸水想定区域として指定。

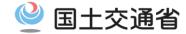
ただし、雨水出水浸水想定区域としての指定がある場合を除く。

# 

# 〇雨水浸透阻害行為の許可等

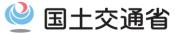
宅地等以外の土地で行う一定規模(1,000m2)以上の 雨水浸透阳害行為は都道府県知事等の許可が必要

# (参考)災害発生のおそれのある区域



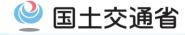
根拠法令	区域	定義	行為規制等
建築基準法 (昭和25年法律第201号)	災害危険区域		・災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、前項の条例で定める。(法第39条第2項)
▲ 7小巛 字 敬 ポ 反 ** 体 !~ * \	土砂災害特別警戒区域		為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途であるものをしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。(法
土砂災害警戒区域等における 土砂災害防災対策の推進に関 する法律 (平成12年法律第57号)	土砂災害警戒区域	・都道府県知事は、・・・急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域として指定することができる。(法第7条第1項)	
		急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域及び急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を平面図に明示して、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。(施行規則第1条第2項)	
地すべり等防止法 (昭和33年法律第30号)	地すべり防止区域	・主務大臣は、・・・地すべり区域及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、誘発するおそれのきわめて大きいものであって、公共の利害に密接な関連を有するものを地すべり防止区域として指定することができる。(法第3条第1項)	をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならな
急傾斜地の崩壊による災害の 防止に関する法律 (昭和44年法律第57号)	急傾斜地崩壊危険区域		は、都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。(法

# (参考)災害発生のおそれのある区域



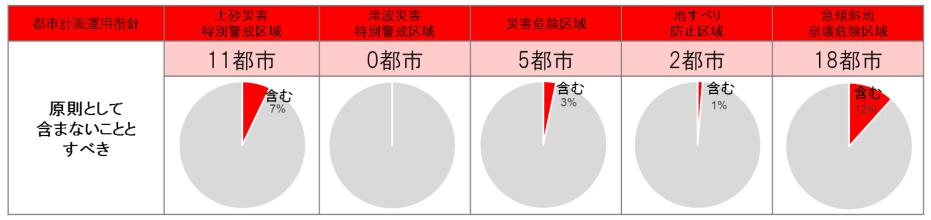
根拠法令		定義	行為規制等	
津波防災地域づくりに関する法律		は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及び一定の建築物の建築又は用途の変更の制限をすべき土地の区域を、津波災害特別警戒区域として指定することができる。(法第72条第1項)	開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途であるものをしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。(法第73	
法律 (平成23年法律第123号)	洋灰火苦言 <b>拟</b> 区域	・都道府県知事は、・・・津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民その他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を津波災害警戒区域として指定することができる。(法第53条第1項)	なし	
		・都道府県知事は、・・・基礎調査の結果を踏まえ、津波浸水想定(津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深をいう。)を設定するものとする。(法第8条第1項)	なし	
特定都市河川浸水被害対策	都市洪水想定区域	・国土交通大臣は・・・、都道府県知事は・・・、都市洪水が発生した時の円滑かつ迅速な避難を確保し、及び都市洪水による被害の軽減を図るため、・・・その特定都市河川のはん濫による都市洪水が想定される区域を、都市洪水想定区域として指定するものとする。(法第32条第1項)	なし	
法 (平成15年法律第77号)	都市浸水想定区域	・(都市洪水想定区域のほか)・・・市町村の長、・・・都道府県の知事・・・下水道管理者は、共同して、・・・都市浸水が発生した時の円滑かつ迅速な避難を確保し、及び都市浸水による被害の軽減を図るため、・・・都市浸水が想定される区域を都市浸水想定区域として指定するものとする。(法第32条第2項)	なし	
水防法 (昭和24年法律第193号)	浸水想定区域	・洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。(法第15条第1項第4号) (参考)洪水浸水想定区域 ・国土交通大臣は・・・、都道府県知事は・・・、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、・・・当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。(法第14条第1項)	なし <b>1</b>	

# 居住誘導区域内における災害危険区域等の取扱い状況



# ○ **居住誘導区域**における災害危険区域等の存否(n=154都市)

# H31.1時点

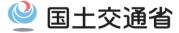


5区域のいずれかの区域を含む(n=23都市)

都市計画運用指針	土砂災害 警戒区域	津波災害 警戒区域	浸水 想定区域	都市洪水·都市 浸水想定区域	津波浸水 想定区 <b>域</b>
<b>%</b> 人的一带安!	53都市	7都市	139都市	14都市	41都市
総合的に勘案し、 適切でないと 判断される場合は、 原則として 含まないことと すべき	含む 34%	含む 5%	含む 90%	<b>意</b> 9%	含む 27%

5区域のいずれかの区域を含む(n=143都市)

⇒10区域のいずれかの区域を含む(n=144都市)



# 土砂災害特別警戒区域(12都市)

## H30.10時点

- 次回の見直し時にハザード区域を除外する意向の都市 (7/12都市)
- ハザード区域について検討しつつ、ソフト・ハード対策 等を進めていく意向の都市 (5/12都市)



## 【 国としての今後の方針 】

- 適宜フォローを実施
- 以下の【ハザード区域を含めた主な理由】を受け、 都市計画運用指針の更なる周知徹底を実施

### 【 ハザード区域を含めた主な理由 】

## 1) 小規模で居住誘導区域の中抜きができなかったケース

- ・既成市街地の一部としての利用があり、誘導区域の中抜きが出来ず、一団の都市的土地利用を図るエリアとして設定
- ・当該エリアに民家はなく、概ね対策工事済であるとともに、居住誘導区域のエリア連続性を考慮
- ・小規模のハザード区域が町中にあり、除外が困難

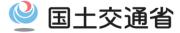
## 2) 居住誘導区域を設定した直後にハザード区域指定を受けたケース

- 計画策定直前に土砂災害特別警戒区域が指定された
- ・立地適正化計画策定作業時にハザード調査中であって、計画策定後、土砂災害特別警戒区域に指定。今後ハード・ソフト対策の強化を行う予定

## 3) 対策中や対策見込みにより将来ハザード区域の解消を見込んでいるケース

- ・立地適正化計画策定中に、ハード対策工事に着手済みであることを考慮
- •今後の宅地造成での地形の変化により、特別警戒区域の要件が外れる予定
- 人口が集積する市街地に分布していることから、ソフト対策を行うと共に、居住誘導区域から除外することを検討する
- ・小規模のハザード区域指定箇所が点在しており、適切な地形の改変後に、区域指定が解除されることを想定
- すでに市街化している区域であることから、ハード対策の強化を行う

# ヒアリング結果概要



# 土砂災害警戒区域(51都市)

# H30.10時点

- 次回の見直し時にハザード区域を除外する意向の都市 (6都市/51都市)
- 引き続きハザード区域の取扱について検討していく 意向の都市 (45都市/51都市)



# 【 国としての今後の方針 】

- 適宜フォローを実施
- 十分なソフト・ハード対策を講じる等の安全性の確保 に向け、都市計画運用指針の更なる周知徹底を実施

## 【 ハザード区域を含めた主な理由 】

## 1) 都市計画運用指針上の、一定の対策を講じて安全性の確保が図られている、あるいは対策を検討しているケース

- 区画整理区域であり、当時安全確認の上、対策済みであること及び現況を踏まえた結果
- 市街地の成り立ち、民家の貼り付き具合に加え、一部大規模堰堤工事が完了予定であることを考慮した結果
- ・県、自治体と協力して、ハード・ソフト両面から安全対策を実施しているため
- 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の整備や避難訓練実施など、土砂災害の防止に向けた対策を行っているため
- 防護壁等ハード対策を実施済みのため
- ・法面保護等の施設整備を実施済であるため
- 区域内の住民個々の連絡先を把握しており、連絡体制を整えているため
- ・市街地の現況及び避難所が近くに存在することを考慮
- ・崩落対策事業(県)が実施されているため

## 2) 今後の都市拠点・地区拠点となる重要な区域であったケース

- ・都市機能誘導区域となる都市拠点・地区拠点であるため
- ・市民のシンボルの観光資源スポットに位置しており、中心市街地活性化計画区域内の重要なエリアであるため
- 区域の大部分が既に都市基盤を整備し、集積している市街地であるため

## 3) 居住誘導区域を設定した直後にハザード区域指定を受けたケース

・居住誘導区域を決定後に県の土砂災害警戒区域が誘導区域内に指定された



玉 都 計 第 89 号 平成 30 年 10 月 26 日

各市町村 都市計画主管部局長 殿

国土交通省都市局都市計画課長 (公印省略)

## 立地適正化計画における災害の発生のおそれのある区域の取扱いについて

立地適正化計画に関しては都市計画運用指針(平成12年12月28日国都計第92号(最終 改正平成30年9月5日国都計第69号)、以下「運用指針」。)等を参考にしながら各市町村 において検討・作成が進められているところである。他方、近年大規模な地震、津波、集中豪 雨、土砂災害等が多発傾向にあり、これらの自然現象に対し持続的に安全な都市を構築して いくためには関係部局との連携を図り、これまで以上にソフト・ハードの防災対策や災害リ スクを踏まえた検討を進めていくことが重要である。

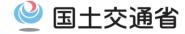
運用指針においては、別紙の通り災害の発生のおそれのある特定の区域に関する居住誘導 区域の取扱いについて記載しているが、上述の観点からも改めてその考え方を通知するもの である。

なお、立地適正化計画の作成及び見直しにおいては、特に以下の点に留意し進めていただ きたい。



- (1) 立地適正化計画の作成に際しては、防災担当部局や砂防担当部局等の関係部局との情報 共有体制を構築し、運用指針W-1-3立地適正化計画 3 (3) ②3) および3 (3) ② 4) に記載の区域(以下、「災害危険区域等」) に関する基礎調査や指定状況等の情 報把握に努め、運用指針の趣旨を踏まえた適切な対応を行うこと。その際、将来的に災 害危険区域等の指定が見込まれている場合は、指定後の状況を勘案した居住誘導区域等 の設定を検討すること。
- (2) 立地適正化計画を作成した場合は、速やかに関係部局へその内容を情報提供するととも に、以降の災害危険区域等の指定状況の変化等について継続的に情報把握を行うこと。
- (3) 立地適正化計画の作成後に、居住誘導区域内の区域が災害危険区域等に指定された場合 には、居住誘導区域の見直しに向けた検討に着手すること。その際、運用指針Ⅳ─1-3 立地適正化計画 3 (3) ② 3) に記載の区域については、可及的速やかに居住誘導 区域から除外することが望ましいこと。
- (4) 運用指針N-1-3 立地適正化計画 3 (3) ② 4) の趣旨は、居住を誘導すること が適当でない区域は原則として居住誘導区域に含めないこととすべきことにある。この ため、仮に、これらの区域を居住誘導区域に含める場合には、災害リスクや警戒避難体 制の整備等の防災対策等を総合的に勘案し、十分に安全性を検証することが不可欠であ り、これらの検討・検証結果を踏まえ立地適正化計画に各種の防災対策を記載すること が望ましいこと。
- (5) 災害危険区域等が小規模に散在し、居住誘導区域の設定に際して災害危険区域等を除外 することが表示上困難でこれを含めて面的に居住誘導区域を設定しているケースが散見 される。このケースに対しては、災害危険区域等の位置や境界が明示できる図や資料を 立地適正化計画に添付するとともに「居住誘導区域(災害危険区域等と重複する箇所を 除く)」と明記することで災害危険区域等を除外することは可能であること。

# 開発許可におけるレッドゾーン等の取扱い



23

- 〇 開発許可にあたっては、道路・公園・給排水施設等の確保、防災上の措置等に関する基準について審査することとなっている。 (都市計画法第33条)
- 〇 本基準の中で、宅地の安全上必要な措置が講ぜられるように設計を求めるとともに、自己居住用以外については、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)等における開発行為を原則として禁止している。(都市計画法第33条第1項第7号及び第8号)

#### 【都市計画法】

(開発許可の基準)

- 第三十三条 都道府県知事は、開発許可の申請があつた場合において、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準(第四項及び第五項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。)に適合しており、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。
  - 一~六 (略)
  - 七 <u>地盤の沈下、崖崩れ、出水その他による災害を防止するため、開発区域内の土地について、地盤の改良、擁壁又は排水</u> 施設の設置その他安全上必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。(後段略)
  - 八 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあつては、開発区域内に建築基準法第三十九条第一項の<u>災害危険区域</u>、地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第三条第一項の<u>地すべり防止区域</u>、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第一項の土砂災害特別警戒区域その他政令で定める開発行為を行うのに適当でない区域内の土地を含まないこと。ただし、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められるときは、この限りでない。

九~十四 (略)

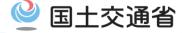
2~8 (略)

# 【都市計画法施行令】

(開発行為を行うのに適当でない区域)

第二十三条の二 法第三十三条第一項第八号(法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)の政令で定める開発行為を行うのに適当でない区域は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域とする。

# 防災集団移転促進事業の概要



#### 【目的】

住民の生命等を災害から保護するため、<u>住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進</u>することを目的として、地方公共団体に対し事業費の一部補助を行い、防災のための集団移転の促進を図る。

#### 【事業計画の策定等】

市町村は、移転促進区域の設定、住宅団地の整備、移転者に対する助成等について、国土交通大臣に協議し、集団移転促進事業計画を定める。

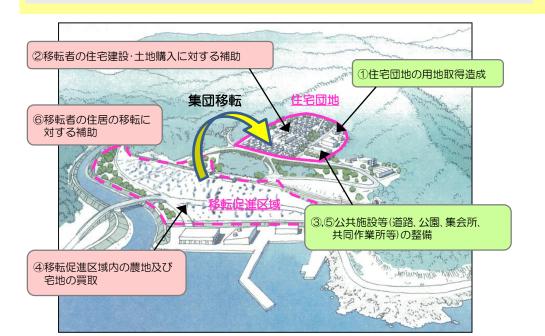
#### 移転促進区域

住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため住居の集団移転を促進することが適当であると認められる区域

※事業区域を建築基準法第39条の<u>災害危険区域として建築禁止である旨を条例で定める。</u>

#### 住宅団地の規模

10戸以上(移転しようとする住居の数が20戸を超える場合には、その半数以上の戸数)の規模であることが必要



#### 国庫補助の対象となる経費

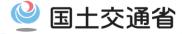
- ① 住宅団地の用地取得及び造成に要する費用 (当該取得及び造成後に譲渡する場合を除く)
- ② 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助に要する経費 (借入金の利子相当額)
- ③ 住宅団地に係る道路、飲用水供給施設、集会施設等の公 共施設の整備に要する費用
- ④ 移転促進区域内の農地及び宅地の買取に要する費用 (当該移転促進区域内のすべての住宅の用に供する土地を買い 取る場合に限る)
- ⑤ 移転者の住居の移転に関連して必要と認められる作業所等の整備に要する費用
- ⑥ 移転者の住居の移転経費(引っ越し費用等)に対する補助に要する経費

#### 地方財政措置

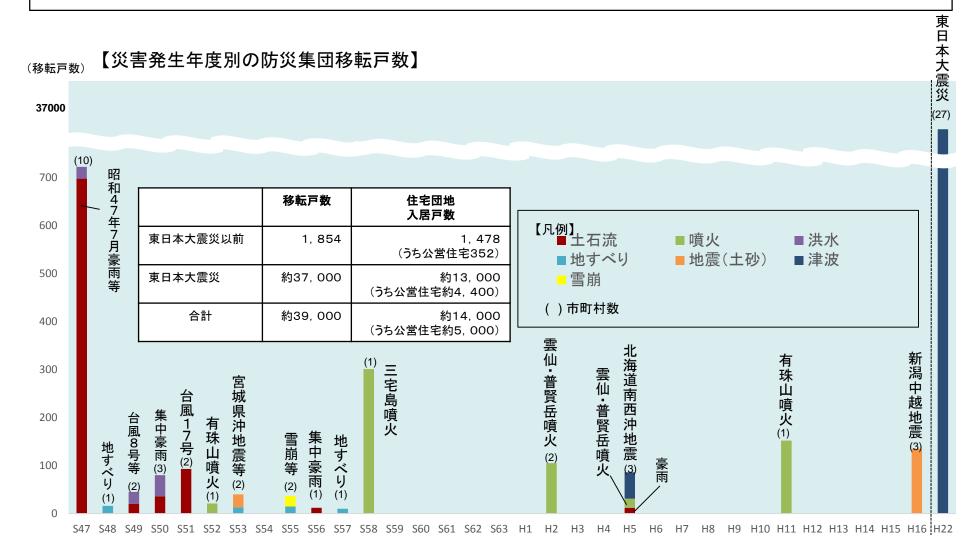
- 1)地方負担分については一般補助施設整備等事業債の対象(充当 率90%)。その元利償還金の80%を特別交付税措置。
- 2) 一般財源分についても50%を特別交付税措置。

#### 補助と地方財政措置をあわせて約94%が国の負担

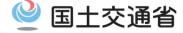
# 防災集団移転促進事業の活用実績



- 〇 これまで(昭和47年7月豪雨~東日本大震災)に、防災集団移転促進事業により、3万9千戸の住宅が危険な区域から移転し、1万4千戸の住宅団地を整備
- ※東日本大震災の移転戸数及び住宅団地入居戸数については、事業が完了していないため概数



# 防災集団移転事業の類型



- 東日本大震災以前の防災集団移転事業を実施した35地区の実施類型は以下の通り。
- 事前の移転も可能だが、すべてが被災後の移転。

